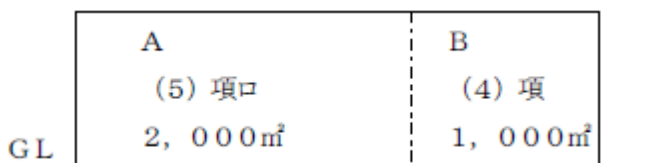


基準8 令8区画の取扱いに関する基準

- 1 令8区画とは、令第8条第1号及び第2号に規定する区画をいう。
- 2 令8区画された部分に対する消防用設備等の設置は、次によること。
 - (1) 令8区画された部分ごとに、その用途及び床面積に応じて、消防用設備等を設置することとし、第8-1図の例によること。

第8-1図

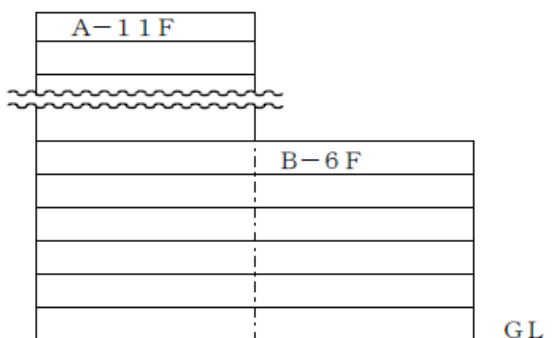


判定 Aは延べ面積 2,000 m²の(5)項口の防火対象物として、Bは延べ面積 1,000 m²の(4)項の防火対象物としてそれぞれ該当する消防用設備等を設置する。

備考 - - - - - は令8区画を示す。

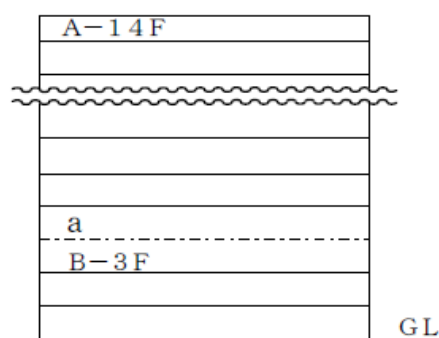
- (2) 令8区画された部分ごとに、その階又は階数に応じて消防用設備等を設置することとし、第8-2図の例によること。ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定は、下の部分の階数を算入し、第8-3図の例によること。

第8-2図



判定 Aは階数11の防火対象物として、Bは階数6の防火対象物としてそれぞれ該当する消防用設備等を設置する。

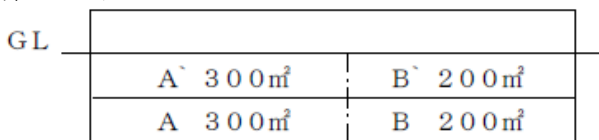
第8-3図



判定 Aは階数14の防火対象物として、Bは階数3の防火対象物としてそれぞれ該当する消防用設備等を設置する。また、a部分は4階として該当する消防用設備等を設置する。

- (3) 令8区画されている階に階単位の消防用設備等の基準を適用する場合は、区画された部分の床面積を1の階の床面積とみなし、第8-4図の例によること。

第8-4図



判定 地階部分の床面積の合計は、700 m²以上(1,000 m²)であるが、A+A'とB+B'は、地階において、それぞれ700 m²未満となるので、令第28条の2第1項を適用しない。

備考 - - - - - は令8区画を示す。

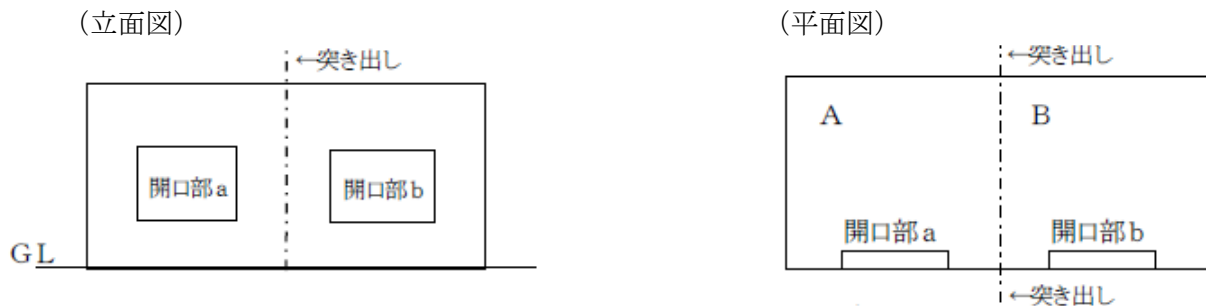
- 3 令第8条第1号に規定する区画（以下この基準において「1号区画」という。）については、規則第5条の2によるほか、次によること。
 - (1) 規則第5条の2第1号の規定中「その他これらに類する堅ろうで、かつ、容易に変更でき

ない構造」については、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール、軽量気泡コンクリートパネル等がこれに該当する。

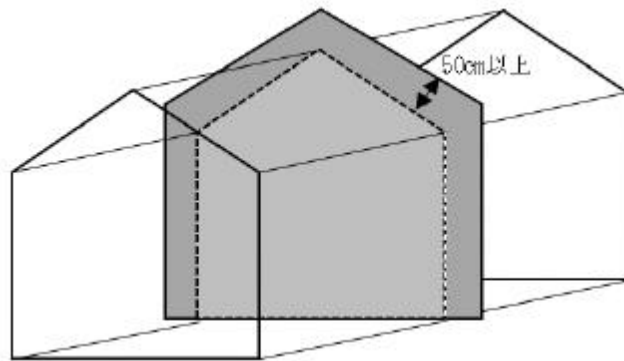
なお、軽量気泡コンクリートパネルなど工場生産された部材等による施工方法を用いる場合は、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充てん等により、適切に煙漏洩防止対策が講じること。

- (2) 規則第5条の2第3号の規定中「耐火構造の壁等の両端又は上端は、防火対象物の外壁又は屋根から50cm以上突き出していること」については、床の両端が外壁から50cm以上突き出していること、壁の両端が外壁から50cm以上突き出していること及び壁の上端が屋根から50cm以上突き出していることをいう（第8-5図及び第8-6図参照）。

第8-5図



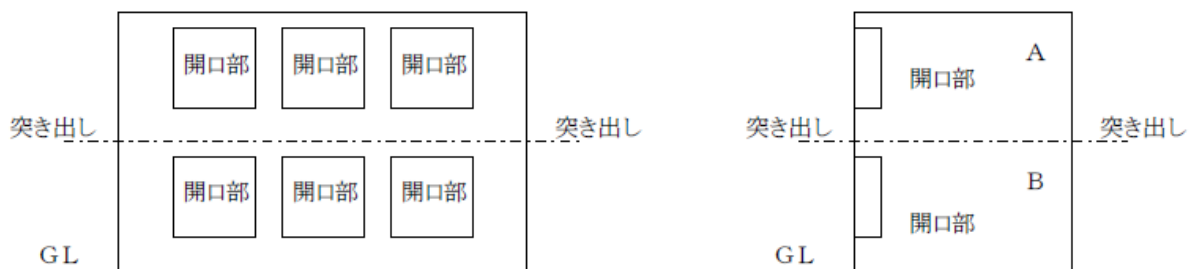
備考 区画を介して設けられている開口部 a 及び b に距離制限及び防火上の規制はない。



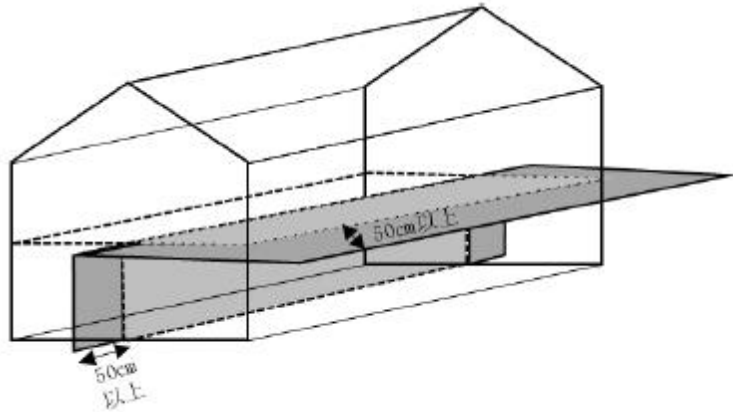
第8-6図

(立面図-正面)

(立面図-側面)



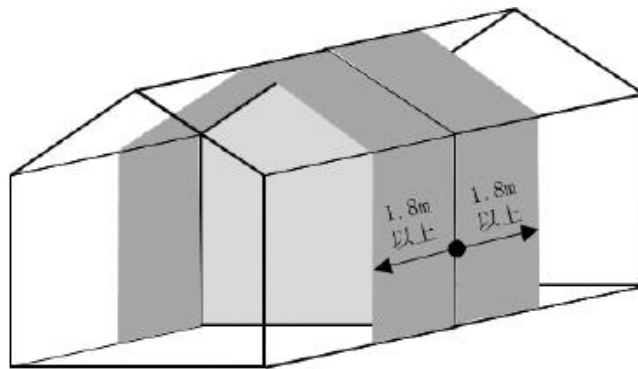
備考 区画を介して設けられている開口部に距離制限及び防火上の規制はない。



- (3) 規則第5条の2第3号ただし書きの規定中「耐火構造の壁等及びこれに接する外壁又は屋根の幅3.6m以上の部分を耐火構造とし」については、耐火構造の壁等を介して両側にそれぞれ1.8m以上の部分が耐火構造となっていることが望ましい。

また、耐火性能は、建基法において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りるものであること（第8-7図参照）。

第8-7図



■：耐火構造（耐火性能は、建基法において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りる。）

- (4) 規則第5条の2第3号イの規定において「開口部が設けられていないこと」とされている部分については、面積の小さい通気口、換気口等であっても設けることができないものであること。
- (5) 規則第5条の2第4号に規定する配管及び当該配管が貫通する部分（以下「貫通部」という。）については、次によること。
- ア 排水管に付属する通気管及び充水されている消火設備の配管については、耐火構造の壁等を貫通させることができるものであること。
- イ 貫通部の内部の断面積が、貫通する穴の直径が300mmの円の面積以下である場合、規則第5条の2第4号ただし書きに規定する基準に適合する配管であれば、当該貫通部に複数の配管を貫通させることができるものであること。
- ウ 貫通部については、別記「1号区画を貫通する鋼管等の施工方法」に適合するもの、又は、安全センターにおいて性能評定を受けたものとする。

4 令第8条第2号に規定する区画については、規則第5条の3によるほか、次によること。

- (1) 規則第5条3第2項第1号の規定中「渡り廊下等の壁等」については、「壁等の構造方法を定める件」（令和6年国土交通省告示第227号）に示す壁等のタイプのうち、「火災の発生のおそれの少ない室又は通行の用にのみ供する建築物の部分」を構成する壁等により区画する

場合」が該当するものであること。

(2) 規則第5条の3第2項第2号に掲げるもので、当該規定に基づく「防火上有効な措置が講じられた壁等の基準」(令和6年3月29日消防庁告示第7号。以下この基準において「7号告示」という。)第3に規定する渡り廊下については、当該規定によるほか、次によること。

ア 7号告示第3.1に規定する渡り廊下の有効幅員の算定は、渡り廊下の内壁間の距離によるものとする。

イ 7号告示第3.2に規定する「渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離」については、次によること。

(ア) 渡り廊下で接続された防火対象物の部分相互間の距離であって、水平距離で測定するものであること(第8-10図参照)。

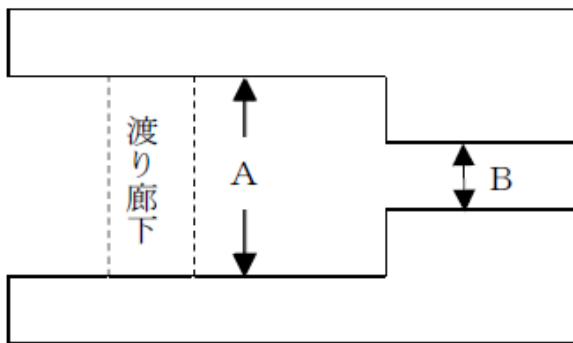
(イ) 1階と2階以上の階に渡り廊下が設けられている場合には、2階以上の階に渡り廊下が設けられている場合の取扱いとする。

第8-10図

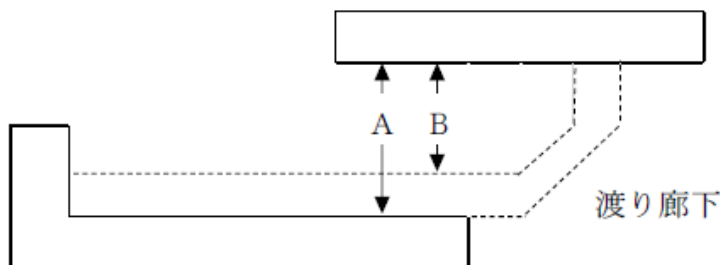
防火対象物の相互間の距離の測定は、次の各図のAの部分とする。

(①~④：平面図、⑤：立面図)

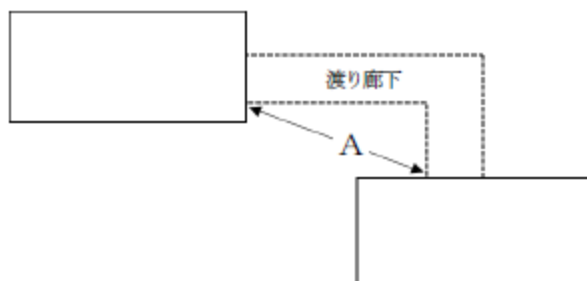
①



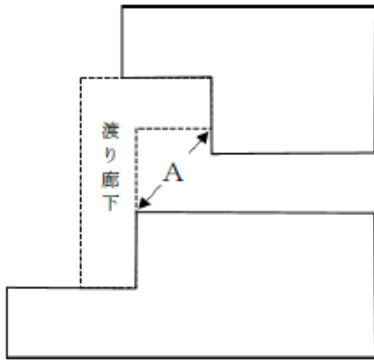
②



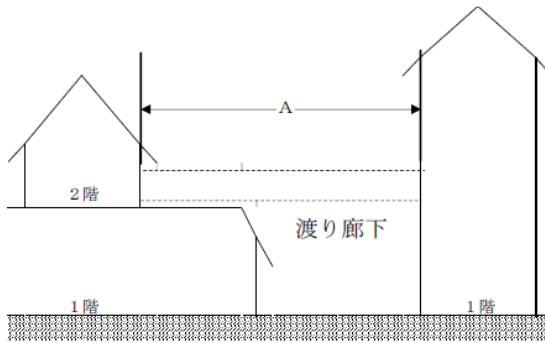
③



④



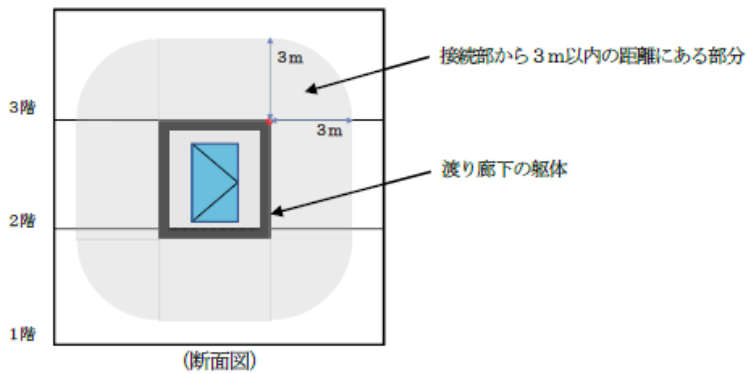
⑤



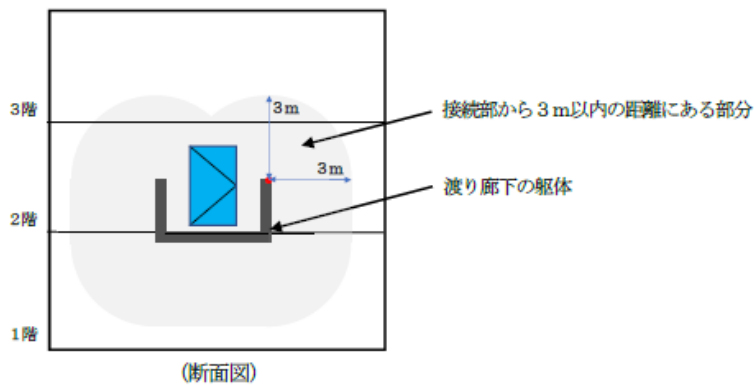
ウ 7号告示第3、2.(1)の規定中「3m以内の距離にある部分」については、原則として第8-11図によるものとする。

第8-11図

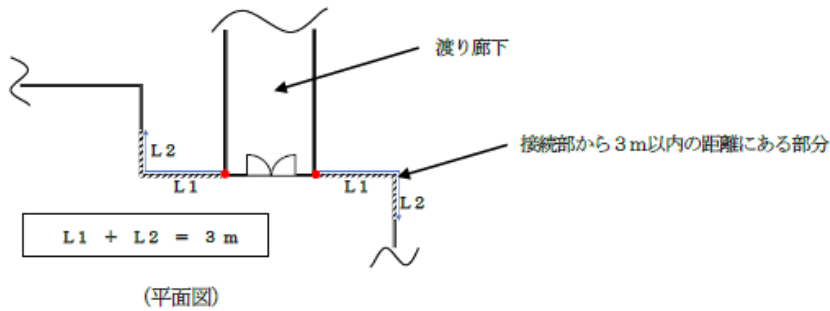
① 屋根等を有する渡り廊下が設けられている場合の例



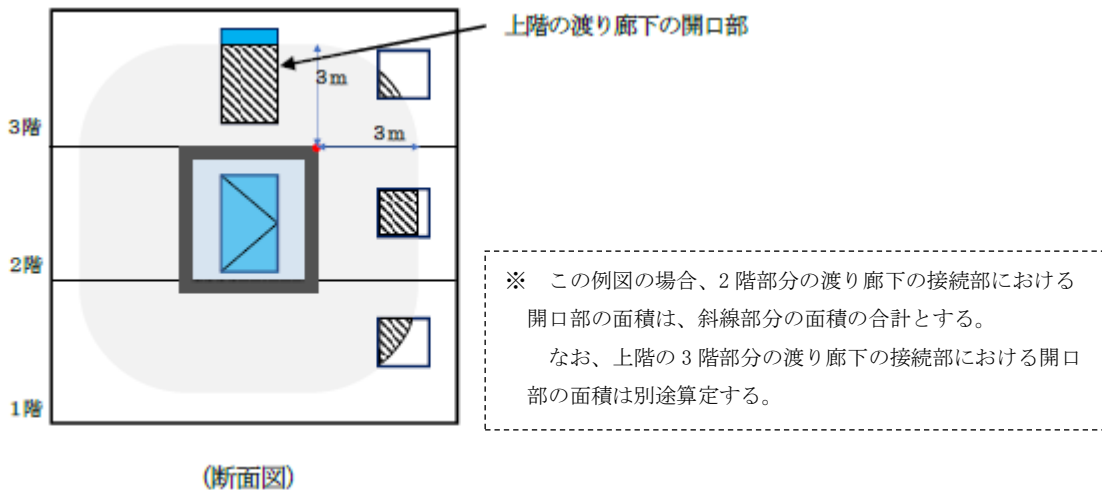
② 屋根等を有しない渡り廊下が設けられている場合の例



③ 渡り廊下の接続面において外壁が回り込んでいる場合の例



エ 7号告示第3.2.(2)の規定中「開口部の面積が4㎡以内」については、各渡り廊下ごとに判定すること。また、開口部の面積について、1の開口部が接続部から3mの範囲の内外にわたって設けられているときは、接続部から3m以内の範囲における面積とする（第8-12図参照）。
第8-12図



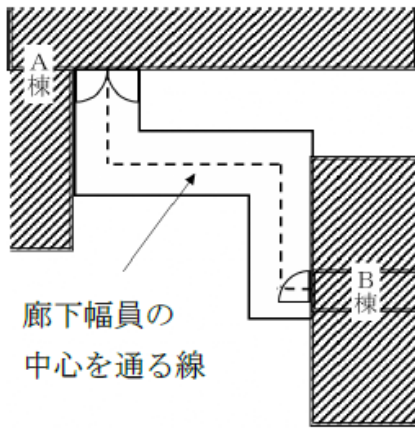
オ 7号告示第3.2.(3)の規定中「直接外気に開放されているもの」については、次のいずれかに適合しているものをいう。

- (ア) 防火対象物の部分相互間の距離が1m以上であり、廊下の両側面の上部が、天井高の1/2以上又は高さ1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの
- (イ) 防火対象物の部分相互間の距離が1m以上であり、廊下の片側面の上部が、天井高の1/2以上又は高さ1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放され、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効に遮る構造で天井面から下方に50cm以上突出した垂れ壁を設けたもの
- (ウ) (ア)及び(イ)に掲げるものと同等以上の開放性を有するもの

カ 7号告示第3.2.(3).ハに規定する機械排煙設備については、建基法の基準に基づき設置される排煙設備をいう。

キ 7号告示第3.2.(3).ハ.(ロ)の規定中「渡り廊下の長さ」については、廊下の幅員の中心を通る線で判定するものであること（第8-13図参照）。

第8-13図



(3) 規則第5条の3第2項第2号に掲げるもので、7号告示第4に規定する地下連絡路については、当該規定によるほか、次によること。

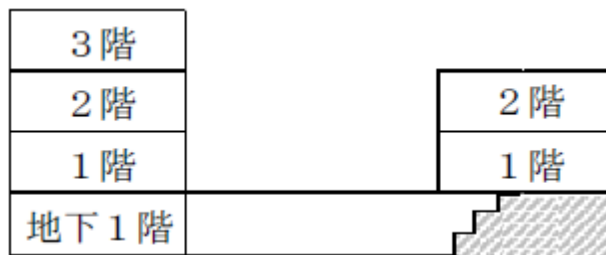
ア 地下連絡路とは、防火対象物が地下通路により接続されるものをいう（第8-14図参照）。

第8-14図

- ① 地下1階と1階を接続する場合
（地下連絡路の天井が途中から地上に露出する。）



- ② 地下1階と1階部分を地下で接続する場合



- ③ 1階部分同士を地下連絡路で接続する場合



別記 「1号区画を貫通する鋼管等の施工方法」

(「令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について」(通知)(平成19年10月5日付け消防予第344号))

1 鋼管等を使用する範囲

1号区画を貫通する配管等にあつては、貫通部及びその両側1m以上の範囲は鋼管等とする。ただし、次に定める(1)及び(2)に適合する場合は、貫通部から1m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続して差し支えないこと。

- (1) 衛生機器の材質は、不燃材料であること。
- (2) 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

2 鋼管等の種類

1号区画を貫通する鋼管等は、次に掲げるものとする。

- (1) J I S G 3442 (水配管用亜鉛めっき鋼管)
- (2) J I S G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管)
- (3) J I S G 3452 (配管用炭素鋼管)
- (4) J I S G 3454 (圧力配管用炭素鋼管)
- (5) J I S G 3459 (配管用ステンレス鋼管)
- (6) J I S G 5525 (配水用鋳鉄管)
- (7) 日本水道協会規格(以下「JWWA」という。) K 116 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (8) JWWA K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (9) JWWA K 140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (10) 日本水道鋼管協会規格(以下「WSP」という。) 011 (フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (11) WSP 032 (排水用ノントールエポキシ塗装鋼管)
- (12) WSP 039 (フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (13) WSP 042 (排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (14) WSP 054 (フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)

3 貫通部の処理

(1) セメントモルタルによる方法

ア 日本建築学会建築工事標準仕様書(JASS)15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。

イ 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填すること。

ウ セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

(2) ロックウールによる方法

ア J I S A 9504 (人造鉱物繊維保温材)に規定するロックウール保温材(充填密度150 kg/m³以上のものに限る。)又はロックウール繊維(充填密度150 kg/m³以上のものに限る。)を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填すること。

イ ロックウール充填後、25 mm以上のケイ酸カルシウム板又は0.5 mm以上の鋼板を床又は壁と50 mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

4 可燃物への着火防止措置

配管等の表面から150 mmの範囲に可燃物が存する場合には、(1)又は(2)の措置を講ずること。

(1) 可燃物への接触防止措置

アに掲げる措置をイに定める方法により被覆すること。

ア 被覆材

ロックウール保温材（充填密度 150 kg/m³以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ 25 mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

イ 被覆方法

(ア) 床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 以下	貫通部の床の上面から上方 60 cmの範囲に一重に被覆する。
100 を超え 200 以下	貫通部の床の上面から上方 60 cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方 30 cmの範囲には、もう一重被覆する。

(イ) 壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 以下	貫通部の壁の両面から左右 30 cmの範囲に一重に被覆する。
100 を超え 200 以下	貫通部の壁の両面から左右 60 cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右 30 cmの範囲には、もう一重被覆する。

(2) 給排水管の着火防止措置

ア 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

イ 可燃物が直接接触しないこと。また、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

5 配管等の保温

配管等を保温する場合にあつては、次の(1)又は(2)によること、。

(1) 保温材として 4(1)アに掲げる材料を用いること。

(2) 給排水管にあつては、J I S A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いてもさしつかえないこと。この場合において、3及び4の規定について、特に留意すること。

6 配管等の接続

配管等を 1 の範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

(1) 配管等は、1 号区画を貫通している部分において接続しないこと。

(2) 配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。

なお、イに掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。

ア メカニカル接続

(ア) ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。）を挿入管の差し口にはめ込むこと

(イ) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること

(ウ) 予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口との間にねじれがないように挿入すること

(エ) 押し輪又はフランジで押さえること

イ 差込み式ゴムリング接続

(ア) 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること

(イ) ゴムリングを所定の位置に差し込むこと

ここで用いるゴムリングは、E P D M（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする

(ウ) ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること

(エ) 挿入管の差し口にシール剤を塗布すること

(オ) 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと

ウ 袋ナット接続

(ア) 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと

(イ) ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと

(ウ) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること

(エ) 袋ナットを受け口にねじ込むこと

エ ねじ込み式接続

(ア) 挿入管の差し口端外面に管用テーパおネジを切ること

(イ) 接合剤をネジ部に塗布すること

(ウ) 継手を挿入管にねじ込むこと

オ フランジ接続

(ア) 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること

(イ) 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること

(ウ) 上下、次の左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること

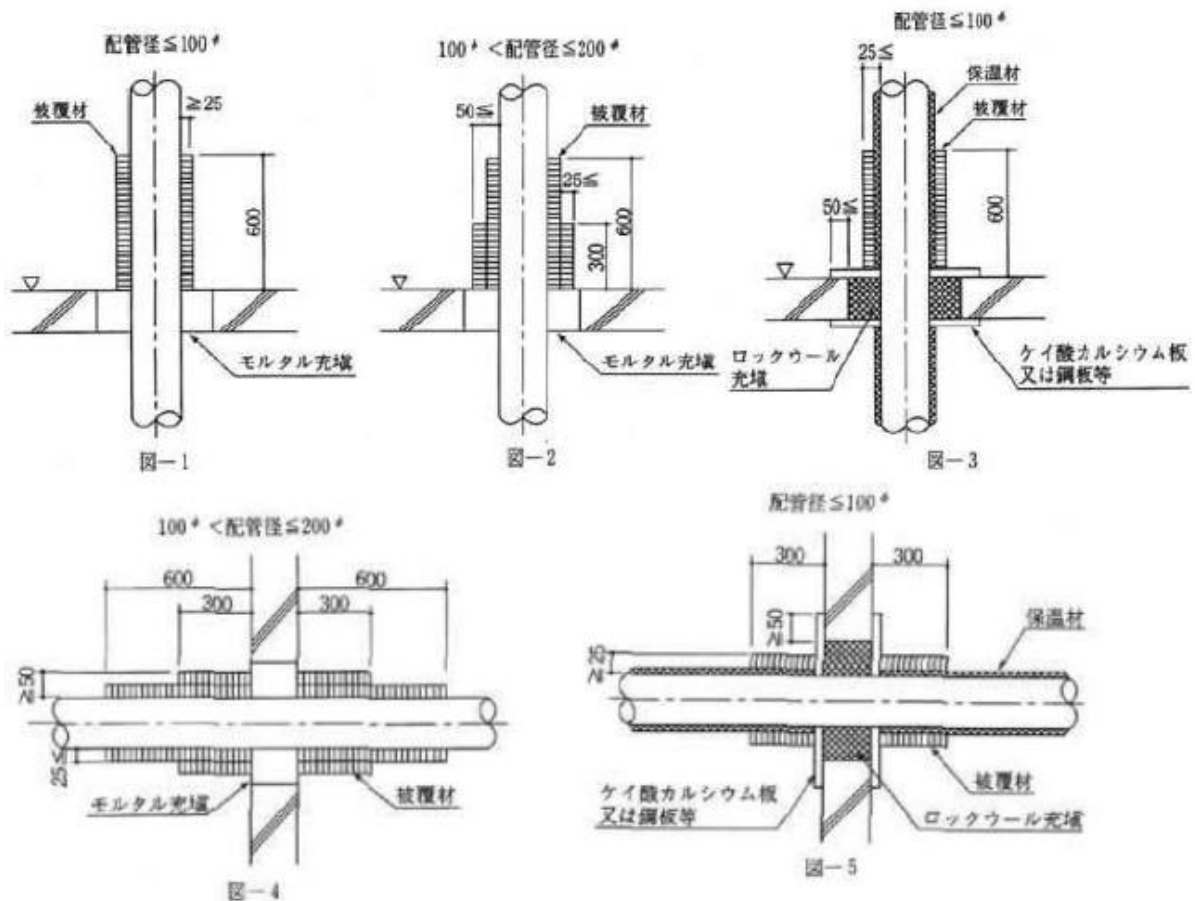
(3) 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

7 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

(参考)

施工方法の例（鋼管等の表面の近くに可燃物がある場合）



参考

防火上有効な措置が講じられた壁等の基準

(令和六年三月二十九日)

(消防庁告示第七号)

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第五条の三第二項第二号の規定に基づき、防火上有効な措置が講じられた壁等の基準を次のように定める。

防火上有効な措置が講じられた壁等の基準

第一 趣旨

この告示は、消防法施行規則（以下「規則」という。）第五条の三第二項第二号の規定に基づき、防火上有効な措置が講じられた壁等の基準を定めるものとする。

第二 壁等

規則第五条の三第二項第二号の渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等は、次の各号に掲げるものとする。

一 渡り廊下を構成する壁等（床、壁その他の建築物の部分又は防火戸（建築基準法（昭和三十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）をいう。以下同じ）

二 地下連絡路（通路でその全部又は出入口以外の部分が地下に設けられているもののうち、当該地下により接続されている建築物又はその部分（当該通路が接続されている階をいう。）の建築基準法第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部が耐火構造（同法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であるものをいう。以下同じ。）を構成する壁等

三 洞道（換気、暖房若しくは冷房の設備の風道、給水管、排水管、配電管その他の配管類又は電線類その他これらに類するものを敷設するために地中に設けられるものをいう。以下同じ。）を構成する壁等

四 前各号に掲げるもののほか、消防長又は消防署長が認める壁等

第三 渡り廊下を構成する壁等に関する基準

渡り廊下を構成する壁等に関して規則第五条の三第二項第二号の消防庁長官が定める基準は、次のとおりとする。

一 渡り廊下の有効幅員は、当該渡り廊下が設けられている防火対象物の建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いた場合にあっては三メートル未満とし、その他の場合にあっては六メートル未満とすること。

二 渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離は、一階にあっては六メートルを超えるものとし、二階以上の階にあっては十メートルを超えるものとする。ただし、次に掲げる基準に適合する場合は、この限りでない。

(一) 渡り廊下が設けられている防火対象物の外壁及び屋根（渡り廊下が接続されている部分からそれぞれ三メートル以内の距離にある部分に限る。以下（二）において同じ。）が、次のいずれかに該当していること。

イ 耐火構造又は防火構造（建築基準法第二条第八号に規定する防火構造をいう。以下同じ。）で造られていること。

ロ 耐火構造若しくは防火構造の塀その他これらに類するもの、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。

(二) 渡り廊下が設けられている防火対象物の外壁及び屋根は、開口部（当該開口部の面積が四平方メートル以内、かつ、防火戸が設けられているものを除く。）を有していないこと。

(三) 渡り廊下は、直接外気に開放されているもの又は次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 建築基準法施行令（昭和三十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構

造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を同令第二条第五号に規定する準不燃材料で造ったものであること。

ロ 渡り廊下が接続されている部分に設けられた出入口の面積は、四平方メートル以下とすること。この場合において、当該出入口には防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、イオン化式スポット型感知器、光電式スポット型感知器、光電式分離型感知器、煙複合式スポット型感知器、イオン化アナログ式スポット型感知器、光電アナログ式スポット型感知器、光電アナログ式分離型感知器若しくは熱煙複合式スポット型感知器（以下ハ（イ）において「イオン化式スポット型感知器等」という。）の作動と連動して閉鎖する構造のものに限る。以下第四第四号において同じ。）が設けられていること。

ハ 直接外気に接する開口部又は機械排煙設備は、次に定めるところにより設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられている場合は、この限りでない。

（イ） 排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又はイオン化式スポット型感知器等の作動と連動して開放するように設けられていること。

（ロ） 直接外気に接する開口部の面積の合計は、一平方メートル以上とすること。この場合において、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の三分の一以上の幅で長さ一メートル以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の三分の一以上の長さで高さ一メートル以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効なものとする。

（ハ） 機械排煙設備は、渡り廊下の内部の煙を有効に、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものにあつては、非常電源が付置されていること。

三 渡り廊下は、通行又は運搬の用途にのみ供され、可燃物の存置その他通行の支障がない状態を維持すること。

第四 地下連絡路を構成する壁等に関する基準

地下連絡路を構成する壁等に関して規則第五条の三第二項第二号の消防庁長官が定める基準は、第三第三号の例によるほか、次のとおりとする。

一 地下連絡路は、耐火構造とし、その壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）並びに床の仕上げを不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）でし、かつ、それらの下地を不燃材料で造ったものとする。

二 地下連絡路の長さ（地下連絡路が接続されている部分に設けられた出入口相互間の距離をいう。）は、六メートル以上とし、その幅員は六メートル未満とすること。ただし、地下連絡路が接続されている部分に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。

三 地下連絡路は、前号の出入口を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

四 第二号の出入口の面積は、四平方メートル以下とすること。この場合において、当該出入口には防火戸（建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備であるものに限る。）が設けられていること。

五 地下連絡路には、第三第二号（三）ハ（イ）及び（ハ）の規定により排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。

第五 洞道を構成する壁等に関する基準

洞道を構成する壁等に関して規則第五条の三第二項第二号の消防庁長官が定める基準は、次のとおりとする。

- 一 洞道は、耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げを不燃材料でし、かつ、それらの下地を不燃材料で造ったものとする。
 - 二 洞道は、洞道が接続されている部分に設けられた開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（当該洞道が接続されている建築物内に設けられたものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
 - 三 洞道内の風道、配管、配線その他これらに類するもの（以下この号において「風道等」という。）が建築物内の耐火構造の床又は壁を貫通する場合は、風道等と当該貫通する部分の隙間を不燃材料で埋めること。ただし、洞道の長さが二十メートルを超える場合は、この限りでない。
 - 四 第二号の点検のための開口部には、防火戸（当該開口部の面積が二平方メートル以上のものにあつては、自動閉鎖装置付のものに限る。）が設けられていること。
 - 五 第二号の換気のための開口部の面積は、二平方メートル以下とすること。この場合において、常時開放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。
- 第六 消防長又は消防署長が認める壁等に関する基準
- 消防長又は消防署長が認める壁等に関して規則第五条の三第二項第二号の消防庁長官が定める基準は、消防長又は消防署長が、火災の発生又は延焼のおそれの少ないものとして、規則第五条の三第二項第一号又は第三から第五までに定める基準による場合と同等以上の安全性を確保することができるものと認めるものとする。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。